

議会議案第7号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年11月28日提出

提出者

奈良市議会 議会運営委員長

早田哲朗

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9人」を「10人」に改める。

第2条 奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「及び環境部」を「、環境部及び環境都市推進部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（第2条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなす。

3 前項の規定により選任され、又は互選されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、令和8年8月19日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている審査事件は、それぞれ新条例第2条第2項の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付託された審査事件とみなす。

(提案理由)

本市議会に新たな会派が結成されたことに伴い、議会運営委員会の委員の定数を増員するとともに、令和8年4月1日付で本市の行政組織に部が新設されるため、常任委員会の所管について所要の改正をしようとするものである。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）（第2条による改正）	4 制定改廃の概要	<p>1. 議会運営委員会の委員の定数を9人から10人に改める。（第1条による改正）</p> <p>2. 市民環境委員会の所管に環境都市推進部の所管に属する事項を加える。（第2条による改正）</p>
3 制定改廃の理由	<p>新たな会派が結成されたことに伴い、議会運営委員会の委員の定数を増員するため。（第1条による改正）</p> <p>奈良市行政組織条例の改正により本市の行政組織に部が新設されたことに伴い、委員会の所管を改めるため。（第2条による改正）</p>		
5 施行期日	公布の日（第1条）、令和8年4月1日（第2条）	所管部課	議会事務局 議事調査課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市議会委員会条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)
第4条 略	第4条 略
2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>9人</u> とする。	2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>10人</u> とする。
3 略	3 略

奈良市議会委員会条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市民環境委員会 8人 市民部<u>及び</u>環境部 の所管に属する事項</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市民環境委員会 8人 市民部、<u>環境部</u>及び環境都市推進部の所管に属する事項</p> <p>(5)・(6) 略</p>